

公益財団法人 日本手工芸作家連合会 理事会運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程においては、理事会の運営に関する事項を定める。ただし、法令、定款に特別の定めがある場合はこの限りではない。

(構成)

第2条 定款第33条に基づき、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(機能)

第3条 理事会は、定款第34条に定めるもののほか、当法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

- 2 理事会は、理事の中から代表理事を選定し、これを登記する。
- 3 理事会は、当法人の役員として、代表理事を会長に選任し、理事の中から2名以内の副会長を選任する。
- 4 理事会は、会長が推薦する者の中から、3名以内の顧問及び5名以内の参与を選任することができる。

第2章 運 営

(種類及び開催)

第4条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎年3月及び5月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 理事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を書面をもって示して、理事会の招集請求があったとき
 - (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事会の招集請求があったとき

(招集)

第5条 理事会は、定款第35条に基づき、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号に基づき理事会を開催する場合は、請求のあった日から3週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事は、定時理事会及び臨時理事会に諮問又は報告する事項を開催日の10日前までに事務局長經由会長に書面をもって提出しなければならない。
- 5 会長は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び報告事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、理事及び幹事に通知しなければならない。
- 6 前号の理事会招集に係る招集通知の作成・発送、会議場の設営等の庶務的事項は事務局長が行う。

(議長)

第6条 定款36条に基づき、理事会の議長は代表理事である会長とする。

2 会長に事故あるときは、事務局長の司会のもとで、出席理事の互選を行い、当該理事会の議長を決定する。

(定足数)

第7条 理事会は、理事現在数の過半数の理事の出席が無ければ開催することができない。

第3章 議 決

(議決)

第8条 定款第37条に基づき、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 代理出席や出席せずに書面による議決権の行使は、これを認めない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、理事から理事会の決議の目的である事項について提案があった場合、当該提案について議決権のある理事の全員が書面により同意の意思表示があり且つ監事の異議が無かったときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第1号から第6号に規定の事項については、理事会の決議をもって決定する。

(議事録)

第9条 定款第38条に基づき、次の事項を記載した議事録を書面をもって作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項及び報告事項

(4) 議事の経過の要領及びその結果

(5) 監事が審議事項に関し、意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 前条第3項により理事会の決議があったものとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を書面をもって作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録は、事務局長が作成する。

4 定款第38条第2項に基づき、出席した会長、監事及び議事録作成者は議事録に記名押印する。ただし、第6条第2項に基づき開催された理事会の場合は、議長、出席監事及び議事録作成者が記名押印する。

5 議事録は、理事会の日から10年間、本部事務所に備置しなければならない。

6 議事録の保管管理は事務局長が行う。

(業務執行理事の業務分担)

第10条 理事は、全員業務執行理事とし、各理事の業務分担は、会長が次の業務毎に推薦し、理事会の決議をもって決定する。

(1) 総括管理業務

(2) 第I公益目的事業業務

(3) 第II公益目的事業業務

- (4) 業務部業務
- (5) 事務局業務

第4章 補 則

(規程の改廃)

第11条 本規程を変更又は廃止するときは、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。